

宮代町都市計画審議会条例

平成 13 年 9 月 17 日
条例第 29 号

(設置)

第 1 条 都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 77 条の 2 第 1 項の規定に基づき、宮代町都市計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(組織)

第 2 条 審議会は、委員 18 人以内をもって組織し、その委員は、次に掲げる者のうちから町長が任命する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 町議会の議員
- (3) 関係行政機関又は埼玉県職員の職員
- (4) 公募による町民

(任期)

第 3 条 前条第 1 項第 1 号及び第 4 号につき任命される委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
2 委員は、連続して 6 年を超えない範囲において再任されることができる。ただし、当該附属機関の所掌事務に関し特に専門的な知識経験等を有する者が当該委員以外に得難い等特別の事情がある場合又は任期の途中である場合は、この限りでない。

(臨時委員及び専門委員)

第 4 条 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

- 2 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員若干人を置くことができる。
- 3 臨時委員及び専門委員は、町長が任命する。
- 4 臨時委員は当該特別の事項に関する調査審議が終了したとき、専門委員は当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(会長)

第 5 条 審議会に、会長を置き、第 2 条第 1 項第 1 号につき任命された委員のうちから委員の選挙によってこれを定める。

- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、まちづくり建設課において処理する。

(委任)

第8条 この条例で定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(宮代町総合都市計画審議会条例の廃止)

2 宮代町総合都市計画審議会条例(昭和44年宮代町条例第12号は、廃止する。

附 則(平成16年条例第4号)

この条例は平成16年4月1日から施行する。ただし、第4条の規定は、平成16年7月29日から施行する。

附 則(平成17年条例第15号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成18年条例第25号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(施行期日)

1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

宮代町都市計画審議会運営規則

第1章 総 則

(趣旨)

第1条 この規則は、宮代町都市計画審議会条例（平成13年9月17日宮代町条例第29号）第8条の規定に基づき、宮代町都市計画審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長及び会長職務代理者の任期)

第2条 会長及び会長職務代理者の任期は、2年とする。ただし、会長が欠けた場合における新たに選任された会長の任期は、前任者の残任期間とする。

第2章 会 議

(招集)

第3条 会長は、審議会開催の日の3日前までに、招集の日時、場所及び会議の事項を委員及び臨時委員に通知しなければならない。ただし急施を要する場合は、この限りでない。

(会議録)

第4条 会長は、次に掲げる事項を記載した会議録を作成しなければならない。

- (1) 案件の内容
- (2) 会議の日時及び場所
- (3) 出席及び欠席した委員及び臨時委員の氏名
- (4) 審議の経過
- (5) 賛否の数

2 会議録には、会長の指名した2人以上の委員が署名しなければならない。

3 会議録の公開請求があったときは、公開するものとする。ただし、宮代町情報公開条例（平成11年12月20日宮代町条例第16号）第7条第1項の規定に該当するときは、この限りでない。

(会議の公開)

第5条 審議会の会議は、公開するものとする。ただし、審議会が公開しない旨を議決したときは、この限りでない。

(参考人)

第6条 会長が必要と認めるときは、参考人の出席を求め、意見を聞くことができる。

第3章 雑 則

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は会長が定める。

附 則

この規則は、平成14年7月29日から施行する。